

＜経済環境適応資金 創業等支援資金【経営者保証免除】＞

(1) 資金名(略称)	創業等支援資金【経営者保証免除】(略称「環 創 SSS」)
(2) 融資対象※1	以下のいずれかに該当するもの ① 以下のいずれかの創業前の創業者で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ア 2 か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、事業を営んでいない個人 イ 自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、新たな会社が事業を開始する具体的計画を有する、中小企業者である会社 ② 以下のいずれかの創業後の創業者 ア 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの イ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ③ 産競法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したものが、事業の譲渡により、事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、新たに会社を設立したものが事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの
(3) 資金使途	開業及び開業後の事業を行うために必要な事業資金 ただし、新会社設立のための株式取得資金（資本金又は出資金）は対象としない
(4) 融資限度額	3,500万円
(5) 融資期間・利率	3年以内 年1.0%
	3年超5年以内 年1.1%
	5年超7年以内 年1.2%
	7年超10年以内 年1.3% ※資金使途は設備資金に限る
(6) 金利区分	特別金利6
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、返済期間1年以内は分割返済又は一括返済 申込金融機関において本保証付き融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。
(9) 保証制度	スタートアップ創出促進保証
(10) 責任共有制度	対象外
(11) 必要書類	① 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用） （(2)融資対象②③のみ） ② 商業登記簿謄本及び定款の写し （認定特定創業支援等事業により支援を受けている場合のみ） ③ 認定特定創業支援等事業により支援を受けていることの市町村長の証明書の写し （金利優遇措置を受ける場合のみ） ④ 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である旨の証明書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) 金利優遇措置※2	県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者については、上記金利から0.3%引下げする
(14) 連帯保証	連帯保証は不要とする

※1 融資対象については、以下のとおりとする。

- (1) 「1 か月以内」については、産競法第2条第29項第1号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、「6 か月以内」とする。
- (2) 「2 か月以内」については産競法第2条第29項第3号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、「6 か月以内」とする。
- (3) 「事業を営んでいない個人」とは、融資申込日に事業を営んでない者をいい、法人の代表権のある役員は該当しない。
- (4) 「事業を開始した日」とは、法人は設立登記年月日とし、個人事業主は所得税法第229条の「開業等の届出」を税務署長に提出した開業日とする。

※2 金利優遇措置を受ける場合は、スタートアップ推進課から証明を受けること。

※3 保証申込受付時点において、税務申告1期末終了の創業者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。

※4 創業等支援資金の融資対象者であつて、保証協会と株式会社日本政策金融公庫との連携により、協調融資の決定に至った場合においては、創業等支援資金（協調推進枠）として整理することとする。